



著作権インターネット条約の発効

島並, 良

(Citation)

法律のひろば, 55(11):70-70

(Issue Date)

2002-11

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

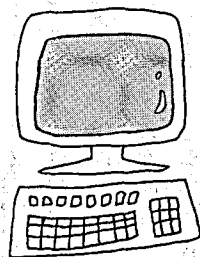
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002622>



情報ネットワークと法

著作権インターネット条約の発効

島並 良

神戸大学大学院法学研究科助教授／トロント大学
イノベーション法政策センター客員研究員

今年、サイバーネットワーク上における著作権保護のあり方を幅広く規整する、二つの重要な国際条約が発効した。併せて「インターネット条約」とも呼ばれる、WIPO（世界知的所有権機関）著作権条約（WCT；3月6日発効）と、WIPO 実演・レコード条約（WPPT；5月20日発効）である。インターネットの爆発的な普及により、先進国と途上国間の利害対立のみならず、先進国内部においても一般消費者を含めた広範な人々に影響が及ぶことが予想されたことから、これらの条約は96年末に採択された後、30カ国という多数の国々による批准を待って、このほどようやく発効に至った。

本条約の内容は多岐にわたるが、ネットワークにおける情報規整に及ぼす影響が大きいのは、著作権等への送信〔利用〕可能化権の付与と、技術的保護手段・権利管理情報に関する保護である。前者の権利は、多数の放送ではなく公衆一人一人への送信について、しかも著作物を実際に公衆送信する前にそれが可能な状態におく行為（たとえばサーバーへのアップロード）自体を明確に禁ずるもので、インターネットのみならずLANやカラオケ通信なども含めたインタラクティブ送信全般に幅広く適用される。また後者は、ネットワーク上での著作物の安全な流通に不可欠な、コピープロテクションや電子透かしなどを法的に保護するもので、今後はその回避・改竄行為が全面的に規制されることとなる。従来の国際的な著作権ルール（ベルヌ条約やWTO/TRIPS協定など）は、複製や放送といった著作物の再生行為を中心に侵害と捉えて

きたが、これらの規整により、さらにその準備的な行為についても一定の規制が加えられることとなったわけである。

このインターネット条約に対して日本は、数次にわたる著作権法改正により、対応する国内措置をすでに完了している。そればかりか、本年6月11日に成立した著作権法改正では、放送事業者に対しても送信可能化権を与えるなど、本条約をさらに上回るレベルでネットワーク上での著作権保護を徹底した。これは主に、ブロードバンドの普及により可能となったインターネット上での番組無断再送信を規制するものであり、WIPOでも現在この点に関する新条約の作成作業が進められている。他方で、米国は「デジタルミレニアム著作権法（DMCA）」（98年成立）により、また欧州は「情報化社会における著作権および関連する諸権利の諸側面の調和に関するEU指令」（昨年6月発効、本年末までに各国が国内法化）により、本条約への一応の対応を終えているが、内容的には不十分・不明確な点が未だ残っている。

今後は、本条約への加盟国の増加、エンフォース手段の確保などが課題となるほか、創造性を欠くデータベースの保護のあり方など、本条約がそもそも積み残した諸問題について国際的な検討が加えられることとなろう。その際には、「情報利用の独占」と「自由領域の確保」との間での微妙な舵取りが、またそれを裏付ける確かなサイバー世界観の構築が、ますます求められることになる。